

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十四号

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一

部を改正する条例

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成十三年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（営業の停止） 第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第五百五十九条、第六十一条（第五百五十九条に係る部分に限る。）、第九十九条、第二百一条、第二百二条（第九十九条の罪に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八条、第二百九条、第二百十條、第二百十七條から第二百二十三條まで、第二百三十五條、第二百三十六條から第二百四十一条まで、第二百四十三條（第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十條まで及び第二百四十一条第三項の罪に係る部分に限る。）、第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条及び第二百六十二条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為</p>	<p>（営業の停止） 第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第五百五十九条、第六十一条（第五百五十九条の文書又は図画に係る部分に限る。）、第九十九条、第二百一条、第二百二条（第九十九条の罪に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八条、第二百九條、第二百十條、第二百十七條から第二百二十三條まで、第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十條まで及び第二百四十一条第三項の罪に係る部分に限る。）、第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條から第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条及び第二百六十二条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する、この条例による改正後の酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第七条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。